依然多い放置自転車

自転車整理区域を拡大

10月1日から実施

大量の自転車等が、自転車整理区域外の道路に無秩序に放置され、歩行者・車両の通行障害や環境の悪化を生じています。

市ではこのような状態を無くし、道路機能の向上と良好な環境保持を図るために10月1日から整理区域を図のとおり拡大します。

区域内の放置を禁止していますのでご協力をお願いします。

撤去自転車の引き取り

従来からの自転車整理区域や新たに設けられる自転車整理区域に放置された自転車は市の方で撤去しています。

撤去された自転車の引き取りは次のとおりです。

◎引取受付時間　平日　午前8時30分～午後5時　土曜日　午前8時30分～正午

◎場所　生活環境課

◎持参するもの　かぎ、印鑑

自転車整理区域を表わす標識

従来の整理区域

新規の整理区域

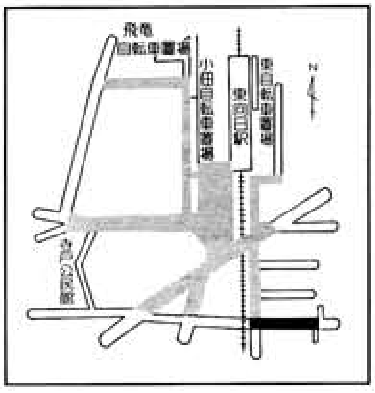

(阪急東向日駅周辺自転車整理区域)

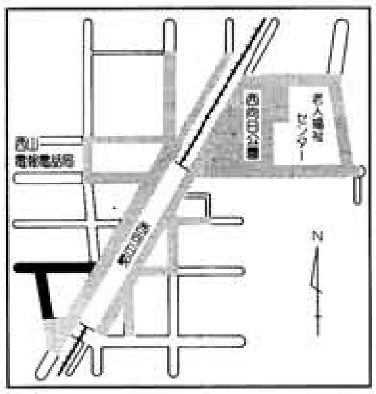

(阪急西向日駅周辺自転車整理区域)

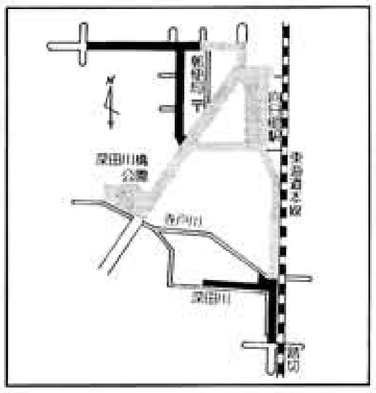

(国鉄向日町駅周辺自転車整理区域)

自転車整理区域

最高齢者・米寿を祝って

市長から記念品

ますますお元気で

記念品を贈る民秋市長

敬老の日を迎えて、市では、向日市最高齢者植田サメさん(97歳)＝写真＝をはじめ、米寿(88歳)のお年寄り27名に記念品を贈りお祝いしました。

記念品は、直接民秋市長から手渡され、お年寄りはひとときの歓談を楽しまれました。

これからも元気でお過ごしください。

なお、米寿を迎えられた方は次のみなさんです。

山田光江、樋爪富夫、吉田こめ、脇坂まき、森安栄太郎、山本カナ、仁木みつ、西守ツヨ、俵甚作、高橋モト、山根元一、井上コト、藤田寛、五十棲新治、民秋貞一、川口とよの、芦田ヨシ、藤田コト、吉田信、富田とく、北村ワキ、中村芳男、吉田万造、大井コト、太田ハル、須田卯之助

(順不同、敬称略)

軽自動車・バイクの登録事項の変更は届け出を

転居・名義変更・盗難・譲渡・標識の紛失・売却・廃車その他登録事項に変更が生じた場合は届け出が必要です。次のところまですみやかに届け出てください。

▽届け出先　○原付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車→市役所税務課☎931－1111

○軽2輪(250cc以下)・軽4輪自動車→京都府軽自動車協会☎691－6516

○自動2輪(750cc以下)→京都陸運支局☎681－1976

母子家庭福祉補助金の支払い

向日市母子家庭福祉補助金第1期分(4月～9月分)の支払いは9月30日(火)に口座振り込みします。

▽お問い合わせ　児童家庭課　内線344

教育委員に酒井健三氏を再任

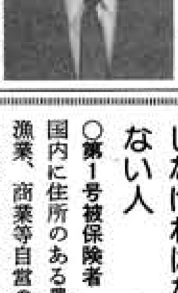

向日市教育委員に酒井健三氏が再任されました。氏は、昭和53年10月から教育委員に任命されています。

国保からのお知らせ

退職者医療の該当者は届け出を

長年勤めた会社や役所等を退職して、現在国民健康保険に加入しており、厚生年金、共済年金等の被用者年金のうち、老齢又は退職を支給事由とする年金を受給できる人で、それらに加入していた期間を合わせると20年以上、又は40歳以降に10年以上の期間がある人が該当します。

そして、退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその方の収入により生計を維持されている家族は、その被扶養者となれます。

これらに該当する人が、お医者さんで支払う一部負担金は、次のとおりです。

	通院	入院
退職被保険者本人	2割	
被扶養者	3割	2割

なお老人保健法の規定による医療が受けられる人は対象になりません。

◎国保の届け出は必ず14日以内に

住所を変更されたとき、及び職場の健康保険をやめたとき、加入したときなどは保険証や印鑑等を持って必ず14日以内に届け出てください。

国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると保険料をさかのぼって納めていただくことになり、また保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

◎お問い合わせ　市民課国保係　内線216

国保加入のみなさんへ

国民健康保険は、社会保険や他の健康保険の被保険者又は、被扶養者(扶養家族)になれない場合のみ加入できることになっています。

現在、国保に加入されている人で、年間収入が90万円(60歳以上の人又は障害者の人は150万円)未満の人は、扶養義務者(同居、別居は問わない)が、社会保険、共済などの健康保険に加入されている場合、その扶養家族となれますので至急手続きをとってください。

また、18歳から60歳までの人は、一般的に何らかの職業について収入が得られる状態にあるので、被扶養者になれないと思われている人がありますが、健康保険の被扶養者となる基準の中に年齢制限はありません。

扶養家族手当がもらえない人は、健康保険の被扶養者にもなれないと誤解されている人がありますが、そのようなことはなく、主として扶養されている事実があきらかな場合は、健康保険の被扶養者となることができます。

▽お問い合わせ　市民課国保係　内線216

老人・福祉医療の助成

市では、65歳から69歳までの独り暮らしや老人世帯のお年寄りを対象にした老人医療費(老)、心身障害者・母子家庭児童などを対象にした福祉医療費(福)の助成を行っています。

※次の要件に該当する人で新しく老人医療費(老)、福祉医療費(福)を受けようとする人は、健康保険証・印鑑を持って福祉課老人福祉係へ申請してください。

▽資格要件　社会保険又は国民健康保険等の加入者で次の条件に当てはまる人(所得制限有り)

○老人医療費(老)　満65歳以上70歳未満の人で(1)独り暮らしの人(2)老人世帯の人(3)所得税が課せられていない世帯に属する人

○福祉医療費(福)　満65歳未満の人で(1)身体障害者手帳の障害等級が1～3級の人(2)療育手帳Aの判定を受けた人(3)18歳未満の母子家庭児童(高校在学中の人は卒業するまで)とその母親

▽お問い合わせ　福祉課老人福祉係　内線342

老齢福祉年金証書をお返しします

お預かりしていた老齢福祉年金証書の記載が終わりましたのでお返しします。

なお、老齢福祉年金と他の公的年金を併給されている方は別の日になりますので、おって通知します。

▽日時　9月16日(火)～20日(土)午前8時30分～午後5時(正午から午後1時までの昼休みは除く)　土曜日は午前中

▽場所　市民課年金係

▽持参品　国民年金証書保管証と証書に押印されている印鑑

お急ぎください 国民年金 加入手続き

将来のために国民年金加入手続きを早く済ませてください。

加入手続き

手続き場所は、市役所の年金窓口です。印鑑をご持参ください。また以前に国民年金に加入したことのある人は年金手帳を持って来てください。

国民年金に加入しなければならない人

○第1号被保険者　日本国内に住所のある農業、漁業、商業等自営の人とその家族などで、20歳以上60歳未満の人。

○第2号被保険者　厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員(市役所への加入届けの必要ありません)

○第3号被保険者　厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。

希望で加入する人

○日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の学生や他の年金制度から老齢年金を受けている人。

○日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人。

○日本国民で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人。

保険料

○月額7100円(昭和61年～62年3月分まで)(第2号、3号被保険者は不要)

○年金を多く受けたい人は第1号被保険者に限り月額400円の付加保険料

○生活保護を受けている人、生活が著しく困窮している人は、状況によって保険料が免除されます(ただし免除された期間の年金額は3分の1)

▽お問い合わせ　市民課年金係　内線218

献血標語 入選作品決まる

乙訓献血推進協議会では、献血についての標語の募集を行っていましたがこのほど入選作品が決まりました。

作品は、今後の献血推進に役立てていきたいと考えています。

◎一般の部

〔入選〕献血を出来る幸せ感謝して　高木鐵子(長岡京市)

〔佳作〕助け合う　心でつなぐ　愛の献血　林基樹(向日市)

献血は心のふれあい　助けあい　奥村正子(長岡京市)

献血は　他人の命を　救う愛　二宮トシ(大山崎町)

高校生の部

〔入選〕ぼくの血が　きっとどこかで　人助け　奥村亜友美(長岡京市)

(敬称略)